

「今後の化学物質対策の在り方について（案）」に対する意見

[郵便番号・住所]	〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-44 福吉坂ビル4階
[氏名]	化成品工業協会 技術部 （担当：浜中達郎）
[電話番号]	03-3585-3374
[FAX 番号]	03-3589-4236
[電子メールアドレス]	hamanaka@kaseikyo.jp
[意見1]	<p><該当箇所> 5ページ目 2行目 ～ 4行目</p> <p>「国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できない事により事業者のビジネス機会が消滅し、損失が発生してしまうおそれが高まっている。」</p> <p><意見内容></p> <p>該当箇所は、下記理由1、2に基づき、次の様に改めて頂く必要があると考えます。</p> <p>改訂案「国による数量調整が増加した結果、事業者（製造・輸入者）が当初予定していた数量を確保できない事により事業者、及びその下流の使用者のビジネス機会が消滅し、損失等が発生してしまう事例が確認されている。」</p> <p><理由1></p> <p>【根拠】</p> <p>①2016年11月28日開催 第2回化審法見直し合同会合 参考資料1</p> <p>②2016年2月2日開催 化学物質審議会（平成27年度第1回）議事録11頁～12頁</p> <p>○境化学物質政策小委員会委員（堀米代理）発言より</p> <p>『もしお客様の要望以上に数量が減らされてしまったら、それは1トンが500キロになったという影響以上に、液晶の組成物としてはその10倍のビジネスがなくなります。</p> <p>さらには、こういったデバイスになったときは、我々、化学メーカーの出すビジネスの大体50倍から100倍の規模のビジネスになります。それが失われる。場合によっては、海外は化審法の制限がございませんので、例えば中国や韓国に物が流れて、実例をいえば、我々は数年前、二百数十億のビジネスを失いました。それは数量が確認できなかったということによります。それは、例えば液晶のディスプレイまで含めていえば1兆3,000億ぐらいのビジネス、それが場合によっては日本から全て中国、韓国、そういったところに流れていってしまうという。化学物質というのは、川上産業でその付加価値が後から後からどんどんついていくという、ぜひそのところをご理解いただいて、この上市前の事前確認のところをいかに安全にかつ確実にできるかどうか、ぜひそういった見直しをしていただければと思います。』</p> <p><理由2></p> <p>低生産量新規化学物質確認制度における事前の審査の為には、分解性試験、及び蓄積性試験が必要であるが、複数の事業者が同一物質について申出するというのは、該試験を同一物質について複数の事業者が行うという事を意味し、合理的でない。これらの不具合も考慮し、損失の文言の後ろに「等」を挿入すべきと考える。</p>

[意見2]

<該当箇所>

5 ページ目 6 行目 ～ 9 行目

「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は欧米にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」

<意見内容>

上記の文中、「全国上限という考え方は欧米にはない」に関係した内容は、第3回化審法見直し合同会合にて、委員の指摘により修文されたものと思われるが、ポジティブな効果をより強調したかの印象を受ける。しかし本措置により明らかに正負両面の影響がでていのであるから、当日資料の文案の如く事実のみを記載するか、もしくは両面を併記する必要があると考える。即ち、例えば以下のような文案を提案申し上げる。

「全国上限という考え方は欧米にはないが、規制の在り方に於いて国際整合性を考慮すると同時に、他方、我が国での人の健康や生態系への安全性への影響を勘案し、」

<理由>

事業者は、中小企業と雖も我が国のみで事業を考えることは既にできなくなっており、現状多くの他国の独自の規制・運用に悩まされている。この現状も考慮し、自国の独自規制の賛美のみでなくバランスのとれた内容として頂きたい。

【根拠】

平成 28 年 4 月 8 日付 経済産業省 News Release 「第 3 回日中化学産業政策対話」を開催しました

2. 3) 中国の危険化学品管理制度、新規化学物質管理制度について、中国政府に対し、日本企業が直面する問題や課題に対する改善を要望し、意見交換を行いました。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160408003/20160408003.pdf>

また化審法は、化学物質の環境経由の暴露に関して製造・輸入者を規制する法律であり、全てをカバーするものではないのであるから、化審法の規制のみで、人の健康や生態系への安全性が全て確保されるという印象を与えるのは望ましくないと考える。

[意見3]

<該当箇所>

5 ページ目 7 行目 ～ 9 行目

「リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」

<意見内容>

前回の法改正により、既存化学物質を含めた一般化学物質評価の領域がリスクベースへの管理に移行した一方で、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度を含む新規化学物質審査の領域は、十分なリスクベースと言い難いのではないかと印象を受けておりました。

今回の環境排出量の採用は、この見方を改める大きな進歩と受け止める事ができ、また事業者

の事業の予見性を向上させる前向きな施策の一つとして捉えることができ、感謝いたします。

<理由>

【根拠】

別紙2、6頁 WSSD2020年目標より 『透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、』

[意見4]

<該当箇所>

6ページ目 18行目 ～ 21行目

「○ なお、このような見直しに当たっては、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、引き続き安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである。」

<意見内容>

安全側に立った運用に異論を唱えるものではないが、化審法見直し合同会合の場で述べられたように、排出係数としてスクリーニング評価用の値に代えて、一律にリスク評価用の最大の値を用いるのは適切でないとする。

リスク評価用の排出係数は、優先評価化学物質に対して用いられるが、この評価は化審法上の第二種特定化学物質の指定等の規制権限の行使の必要性について、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断することを目的として行われる。従って、本制度においてリスク評価用の最大の排出係数を用いた運用を採用すると、制度としての整合性を欠くと同時に新規化学物質に対して二重に安全側の運用を行う事となり、結果として必要以上に我が国化学産業のイノベーションに制限を掛ける事となる。

<理由>

【根拠】

経済産業省 HP 化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価 2. リスク評価について
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_index.html

[意見5]

<該当箇所>

6ページ目 下から4行目 ～ 下から1行目

「○ したがって、用途情報の正確性を担保するためにも、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。」

<意見内容>

「国が用途情報を厳密に把握」というところは、事業者の立場からも十分に理解するところであるが、具体的なその仕組みにおいて事業者に複雑な文書、多くの資料等を求めることにならない様に配慮頂き、既に存在する事業者間の契約書等を利用する等、現実的な対応をお願いしたい。

<理由>

該当箇所において危惧されるところは、多くの審議委員の方々が、『用途情報は簡単に入手できる』と思われ、それが文章に現れている点である。

実際に用途情報を持っているのは化学物質の製造・輸入者自身ではなく、川下の顧客、或は更に川下の顧客というケースが多い為、製造・輸入者は川下の顧客に用途情報を開示してもらう必要がある。しかし、用途情報は重要な技術・営業情報に係るものであり、本来、知的財産、不正競争防止等の案件として保護されるべきで、単に尋ねて簡単に開示するという類のものではない。従って、製造・輸入者が川下ユーザーから用途情報の開示を受ける場合は、「秘密保持」等を含んだ契約書を事業者間で取り交わすのが普通である。

事業者間でこの様にしっかりした契約関係を築き、更に「確認した用途以外には使用しない、展開しない」という内容も追記しておけば、こうして開示を受けた用途情報は、十分に信頼に足るサプライチェーン間の情報であり、活用可能と考える。

[意見6]

<該当箇所>

6 ページ目 下から4行目 ～ 下から1行目 (意見5と同一箇所)

<意見内容>

一つの化学物質を複数の企業がそれぞれ独立して使用する場合や、かつそれら企業が各々異なる用途に用いる場合等が現実にあること、またサプライチェーンの複雑性も踏まえ、実際の運用を決定する際には、用途を排出係数でグループ化して取り扱う等、工夫を加えると共に、事業者側と相談して頂きたい。

即ち、今回の変更に伴う事業者への新たな要件の追加により、結果的に従来よりも制度の利用が難しくなることがなきよう十分配慮して進めて頂きたい。

[意見7]

<該当箇所>

9 ページ目 4行目 ～ 6行目

「○ 既存化学物質についても、毒性が非常に強いことが判明した場合には、全ての事業者に毒性が強く取扱いに注意が必要な物質である旨を以下のような措置によって伝達し、取扱いの注意を促してはどうか。」

<意見内容>

新規化学物質においては、その用途の展開、及び使用量の急増によりリスクが急速に拡大する可能性がある為、注意喚起のための情報伝達、及び指導・助言の必要性は理解できる。しかし、用途がほぼ定まっており、製造輸入量が毎年届出されて既にリスク評価の俎上にある既存物質に対し、類似の措置を適用することは、化学物質の有用性を損なう等の問題を生じ易い。また他法令との調和も考慮した検討・施策が必要である。従い、この3行、及びそれ以降の部分は、今回は削除した方が良く考えます。

<理由>

前述5頁記載の「リスクを基礎とした管理の考え方」は、既存化学物質においても着実に進められるべきものであり、毒性のみでの物質指定は、過去の第二種監視化学物質、第三種監視化学

物質と同様、得てして蛇口規制に走りがちとなり混乱を招く。十分検討を行い、かつ他法令との整合性も確認した上でその措置を決めるのが適切ではないか。

また、業界団体への周知、及びHP等での公表は既に進行中であり、改めて記す必要はないと思われる。